



国土交通省

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

・近畿運輸局 自動車監査指導部
(酒井、野村)
(電話) 06-6949-6449

平成29年3月3日

貸切バス事業者に対する全車両使用停止処分について (軽井沢スキーバス事故を受け、改正された行政処分強化で初適用)

平成29年3月2日、下記の一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）に対して、大阪運輸支局が監査を行ったところ、運行管理者の不在（選任なし）が確認されたため、近畿運輸局は、当該事業者に対し、道路運送法第27条第4項に規定する「輸送の安全確保命令※1」の発動及び同法第40条に規定する「全事業用自動車の使用停止処分」（営業所の全てのバスを使用停止）を命じました。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：日^に益^{えき}商^{しょう}事^じ株式会社（法人番号：9120001116106）
営業所名：貝塚営業所（大阪府貝塚市王子346-2）

2. 輸送の安全確保命令を発動した理由

当該事業者の代表者から、「運行管理者※2」が全く不在であり、運行管理が行われない状態でバスを運行させていたことを確認したため。

3. 今後の対応

改善が確認されるまで営業所の全てのバスを使用停止する（即日施行）。
指定した期限内に改善が確認されない場合、事業許可を取り消す。

※1 「輸送の安全確保命令」とは、道路運送法第27条第4項に規定される「旅客自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令」で、必要な措置が講じられない場合、事業が取り消されることがあります。

※2 「運行管理者」とは、道路運送法第23条第1項に規定される「事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるための者」で、自動車運送事業者は、「運行管理者資格者証」の交付を受けた者を、営業所ごとに、車両数に応じた人数を選任しなければなりません。

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(バイク・トラック)